

障害がある学生に対する支援について

Support for students with disabilities

伊藤えつ子 島田里緒菜
Etsuko Ito Riona Shimada

Abstract

障害者差別解消法の施行により私立大学・短期大学等においても障害のある学生から申し出があった場合には合理的配慮の提供が求められる。また、発達障害の特性を考慮し対応することは、障害がある学生のみならず障害の疑いがある学生についても修学意欲や成績の向上につながる可能性がある。

1 はじめに

2006年（平成18年）国連での障害者の権利に関する条約の採択を受け、この条約の批准に向けて、障害者基本法の改正をはじめとし障害者差別解消法の成立に至る法整備がなされた。これらの法律により、学校や事業者は、障害者からの申し出により合理的配慮の提供が過重な負担にならない範囲で義務または努力義務が課せられることになった。

また平成28年の障害者差別解消法の施行に先立ち、障害者基本法に基づき策定される第3次障害者基本計画（平成25年度から29年度まで）の中に、分野別施策の基本的方向として高等教育における支援の推進が示された。続いて平成27年、私立の大学・短期大学・専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が告示された。これらにより、高等教育段階においても障害のある学生に対する修学支援を行うことが必要となった。

2 障害学生支援における合理的配慮について

合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」としている。たとえば学生の要望に基づいて板書を撮影することを認めたり、試験時間を延長したりといったことがあげられる。これは、1980年（昭和55年）のICIDH（国際障害分類）を改訂したICF（国際生活機能分類）の生活機能構造モデル（図1）からきており、「病気」や「障害」とい

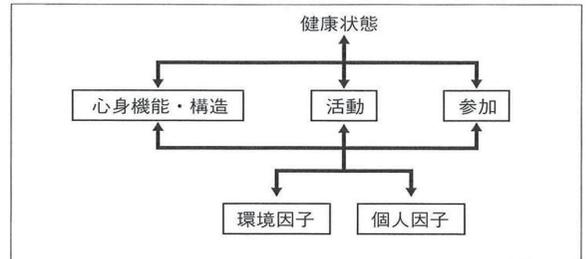


図1 生活機能構造モデル（2001、WHO）

たマイナス面から「生活機能」というプラス面に視点を移すことで活動が広がることを示している。高橋りは、合理的配慮について3つのポイントがあるとしている。

一つ目は、社会モデルに添って社会的障壁（物理的環境、制度により制限されること）を小さくすること。

二つ目は、配慮の合理性。過度な負担がある場合には合理的配慮の提供は難しくなる。

三つ目は、教育のレベルの維持。障害があるから課題を免除するというのは合理的配慮ではない。

授業の本質や単位認定の基準などを明確にし、妥当性のある合理的配慮が求められる。

3 高等教育の障害のある学生の実態について

日本学生支援機構では、平成17年度から障害のある学生の修学支援に関する実態調査²⁾を行っている。令和元年度の調査からは次のような結果が得られている。

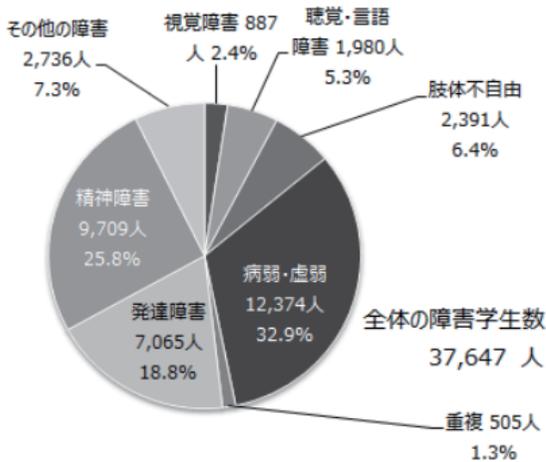


図2 障害種別障害学生数(2019)

(1) 障害のある学生の割合

- ・学生全体では、在籍率が1.17%、前年度1.05%より上昇している。
- ・短期大学では、在籍率は1.38%、前年度の1.32%より上昇している。
- ・学生全体の障害種別障害学生数の割合は、多い順に病弱・虚弱の32.9%、続いて精神障害の25.8%、発達障害の18.8%で、他の障害が続く(図2)。
- ・短期大学における障害種別障害学生数の割合は、多い順に病弱・虚弱の46.3%、続いて精神障害の19.5%発達障害の13.0%で、他の障害が続く。

(2) 提供している支援について

短期大学で障害学生数の割合が高かった病弱・虚弱、精神障害、発達障害の支援の実施状況をみると「配慮依頼文書の配布」が最も多く、「出欠に対する配慮」、「座席に対する配慮」が続く。授業以外の支援では、「専門家によるカウンセリング」が多くなっている。

4 発達障害について

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義され³⁾、平成17年の発達障害者支援法の施行により、発達障害への理解が進んでいる。

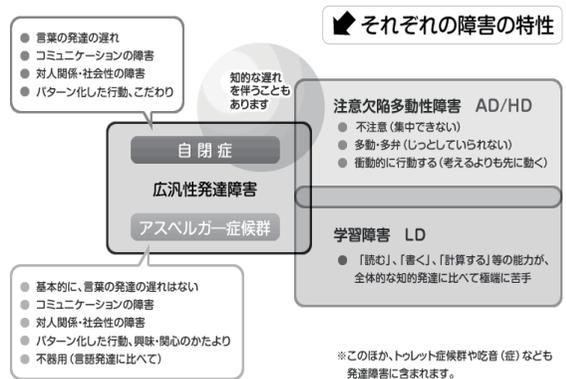


図3 発達障害の特性(内閣府 政府広報オンライン⁶⁾)

表1 発達障害への対応例

<p>【注意欠陥多動性障害 (AD/HD)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短めの言葉で伝える。 ・視覚情報と一緒に示す。 ・全体に向けて話すより一対一で話す。 ・座席を前の方にする。 ・発想力豊かで好奇心旺盛という長所を伸ばす。 <p>【アスペルガー症候群】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定の変更はできるだけ事前に知らせる。 ・視覚情報と一緒に示して話す。 ・ルール違反に、注意より具体的に提案する。 ・複数業務を1度にはではなく順次指示する。 ・聴覚過敏に対応する。ex マイクを使用する。 ・こだわりが強いことを、集中できる、物事を掘り下げられると捉えて指導する。 <p>【学習障害 (LD)】(読み障害の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料やテスト問題等で大事な用語に色を付けたり、下線を引いたりして強調する。 <p>(対応例の一部は、多くの学生にメリットがあるユニバーサルデザインと捉えられる。)</p>
--

また、平成24年に文部科学省が実施した調査⁴⁾では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒は6.5%在籍している(学級担任の観察による)としている。短期大学においても、発達障害と診断されていなくても発達障害の特性(図3)により修学や生活に困難を有する学生がいることにも注意を払い、表1⁵⁾のような対応が必要である。そ

れにより、一人一人の学生の修学意欲や成績の向上につながる可能性がある。

5 障害のある学生への就職支援について

障害のある学生の就労形態として、一般卒の就労と障害者卒の就労がある。障害者卒の就労は、障害者手帳を有することを事前に申告して就労するため、障害に応じた業務内容に就くことができたり、環境や設備が整備されたりする。また、合理的配慮の申し出ができる。企業が障害者の雇用を推進するため設立した特例子会社という就労先もある（令和元年6月1日現在全国で517社）。就労形態等を考慮し、学生のニーズに合わせて支援を行う必要がある。

6 まとめ

- ・障害者差別解消法に基づき私立の短期大学において障害のある学生からの申し出があれば合理的配慮の提供が必要である。その際、その妥当性を検討する必要がある。
- ・日本学生支援機構の障害学生の調査によれば、短期大学の障害学生数の割合は前年度より増加している。また、障害種別障害学生数の割合は、病弱・虚弱、精神障害、発達障害の順になっている。
- ・文部科学省の調査により、短期大学においても発達障害の疑いのある学生が在籍している可能性があるため、発達障害の特性を踏まえた対応が必要である。
- ・障害のある学生の就労支援には、障害者卒の雇用があること等を踏まえてニーズに合わせて支援を行う。

【引用文献】

- 1) 高橋知音 (2015) 発達障害のある大学生への「合理的配慮」とは何か-エビデンスに基づいた配慮を実現するために-、教育心理学年報 54 巻、227-235
- 2) 日本学生支援機構 (2019) 令和元年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査、日本学生支援機構ホームページ
- 3) 厚生労働省 (2017) 平成 29 年度版厚生労働白書、29-36、厚生労働省ホームページ
- 4) 文部科学省 (2012) 通常の学級に在籍する発達

障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果、文部科学省ホームページ

- 5) 厚生労働省 (2015) 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン、37-40、厚生労働省ホームページ
- 6) 内閣府 (2017) 特集発達障害ってなんだろう、内閣府政府広報オンライン